

教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）国庫補助要項

令和6年4月1日

文部科学大臣決定

令和8年1月23日一部改定

1 趣旨

この要項は教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）交付要綱に基づき、地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 実施方法

- (1) 補助事業者が、上記趣旨に基づき、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業実施計画（以下「実施計画」という。）を作成し、文部科学大臣（以下「大臣」という。）に提出する。
- (2) 大臣は、提出された実施計画について、外部の有識者からの意見を踏まえ、実施計画に盛り込まれた事業に対して補助を行う。
- (3) 都道府県又は政令指定都市は、実施計画終了後に地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業実施報告を大臣に提出する。
- (4) 都道府県又は政令指定都市は、実施計画の内容に変更が生じる場合は、速やかに大臣に報告することとする。

3 補助事業者

補助事業者は、次の各号とする。

- (1) 都道府県
- (2) 政令指定都市
- (3) 都道府県又は政令指定都市が指定した、総務省が認定する地域国際化協会

4 補助対象事業

地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを目的とした取組（司令塔となる総合調整会議及び総括コーディネーターの設置、地域日本語教育コーディネーターの配置や育成、日本語教室の運営等）

5 補助対象経費

補助対象となる経費は、人件費、諸謝金、旅費・交通費、消耗品費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、保険料、雑役務費、委託費、補助金等が考えられるが、各地域の実情に応じて必要な経費を適切に積算すること。

6 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1を上限とする。

ただし、外国人等が自立した言語使用者として日本社会で生活していく上で必要となる日本語教育を身に付けることを目的として、「日本語教育の参照枠」（文化審議会国語分科会、令和3年10月）に基づく「生活 Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの開発・提供を行うための事業については、域内の日本語教育の質の維持向上に寄与すると認められ、特に必要と認められる場合には、予算の範囲内で補助金の額を調整することができる。この場合の補助金の額は、補助対象経費の3分の2を上限とする。

7 交付決定前経費の執行

補助事業には、ウクライナ避難民等への地域日本語教育を支援するため、令和8年4月1日以降で交付決定前の経費を含むことができる。

附 則 （令和6年4月1日）

- 1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月11日文化庁長官決定の「文化芸術振興費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）補助要項（以下「旧要項」という。）」は、廃止する。
- 3 この要項の施行前の旧要項により交付された補助金又は交付決定したものについては、従前の例による。
- 4 この要項の施行の日前の要項により処分、手続その他の行為については、旧要項の規定により実施したものとみなす。

附 則 （令和8年1月23日）

- 1 この要項は、令和8年4月1日以降に交付を決定するものから適用し、令和7年度末までに交付を決定したものについては、なお従前の例による。